3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県関市富之保字雁曽礼中谷裏六四六九の一、六四七二、字雁曽礼中屋六四九五の一の二、六四九七、六四九八、字雁曽礼荒神洞六六五の一、字雁曽礼釜ヶ洞六六七六の一、六六七六の二、下之保字北洞四八四九、四八五三・四八五四の一・四八五五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、洞戸栗原字前山四四八の一（次の図に示す部分に限る。）、四四八の二、四四八の三、洞戸高賀字上外戸一〇四九の一から一〇四九の五まで、一〇五〇、一〇五五、一〇五七、一〇五八の二、一〇五九の一、一〇五九の二、一〇六〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字雁曽礼中谷裏六四六九の一、六四七二、字雁曽礼中屋六四九五の一の二、六四九七、六四九八、字雁曽礼荒神洞六六五の一・六六七六の一・六六七六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字北洞四八四九、四八五三、四八五四の一、四八五五の一、字前山四四八の一から四四八の三まで、字上外戸一〇四九の一から一〇四九の五まで、一〇五〇、一〇五五、一〇五七、一〇五八の二、一〇五九の一、一〇五九の二、一〇六〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市江名子町二六二九の一、二六七三の三一、二六七三の三二、滝町一一七八の六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市外山字ボタシタ九五六、九五七の一、九五八の一、九五八の二、九五九、九六〇の一、根尾上大須字越田土一八七一、一八七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ボタシタ九五六、九五七の一、九五八の二、九六〇の一、九五八の一・九五九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字越田土一八七一、一八七七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県美濃市字室瀬三八三九、三八四一、三八四二、三八五一の二、字見坂三七八一の一、三七八一の二、三七八一の一三、三七八一の一四、三七八一の二二、三七八三、三七八四、三七八五の一、三七八五の二、三七八六から三七八八まで、三七九一、三七九二の一、三七九二の二、三七九三、三七九四、三七九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県山県市大字梅原字高田二四一四から二四一七まで、二四一九から二四二四まで、葛原字下塩後二八九二、二八八八・二八九一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、柿野字向山九一二、九一三の一、船越字柏原六三八、六四一、六四二の一、六四四、六四八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高田二四一四から二四一七まで、二四一九から二四二四まで、字下塩後二八八八、二八九一、二八九二（次の図に示す部分に限る。）、字向山九一二、字柏原六三八、六四一、六四二の一、六四四、六四八の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県不破郡垂井町岩手字岩井谷二七六〇の一四から二七六〇の二二まで、二七六〇の二四、字芦谷三〇一〇の三、三〇一〇の七、三〇一七の二、三〇一七の三、伊吹字西谷一二一八から一二二〇まで、一二二二、一二二六から一二三六まで、一二三八、一二三九、一三四二から一三四六まで、一三四七の一、一三四八から一三五一まで、一三五二の一、一三五三、字稲荷山一四三八の二、一四三九の二、一四四〇の二